

地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）

前文

名張市立病院（以下「市立病院」という。）は、平成9年の開院以来、市民に親しまれ信頼される病院を目指して、二次医療機関として地域の医療機関との役割分担や連携を行いながら、救急医療（二次救急、小児救急）、小児医療、感染症医療、災害その他緊急時における医療といった地域医療における中核的な役割を果たしている。

近年は、人口減少、少子高齢化による疾病構造の変化、医療需要の増大や多様化、医療従事者の不足と働き方改革への対応が大きな課題となっている。市立病院がこうした課題に対応し、持続可能な医療提供体制を支えるための強固な経営基盤の確立に向けて、経営の自律性、機動性及び透明性の高い経営形態である地方独立行政法人へ移行することとした。

地域医療における公立病院としての役割を引き続き担いながら、地方独立行政法人の特長を十分に生かした病院運営を行うことを期待し、中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6か月間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域に必要な二次医療提供体制の確保

（1）二次救急及び小児救急医療体制の堅持

地域住民の安心と安全を守るため、今後の医療需要の動向を注視しながら、伊賀地域基幹3病院による二次救急輪番制と24時間365日の小児救急医療体制を堅持すること。なお、市や医師会と協力し、二次救急医療の適正利用の促進、かかりつけ医の重要性等について、市民への丁寧な説明と情報提供を行うこと。

（2）がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化

がん、心疾患、脳卒中等の診療機能を強化するため、大学病院等の高度先進医療を実施している医療機関と連携した診療体制を充実させること。また、人口動態や疾病構造の変化に基づく医療需要の動向を踏まえ、伊賀地域基幹3病院それぞれの専門性に応じた役割分担と連携体制を更に推進し、地域完結型の医療提供体制の構築に寄与すること。

（3）地域医療機関との役割分担と連携強化の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、以下の点を含め、地域医療連携部門の

充実を図り、円滑な役割分担と連携を一層強化すること。

ア 紹介率・逆紹介率の向上を図ること。

イ 医療機器等の共同利用を促進すること。

ウ 地域の医療需要に応じた専門診療科の充実を図ること。

(4) 高齢社会に対応した医療機能の充実

地域の医療機関や介護サービス事業所と連携、役割分担の上、在宅復帰を支援し、高齢社会に対応した医療機能の充実を図ること。

(5) 災害時や新興感染症発生時に備えた体制の確保

市民の安心と安全に繋がる医療提供が継続できるよう、平時から必要な人的・物的資源を整備する等の対策を講じること。また、DMAT（災害派遣医療チーム）を有する災害拠点病院として、県や市が実施する災害対策等に協力すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保と専門性の向上

医療従事者の離職が社会的な課題となっているため、計画的な確保及び定着を最優先課題として取り組むこと。また、地域や市立病院に必要となる優秀な職員を育成するため、それぞれの職種に応じた専門性の向上、教育・研修体制の充実、専門資格取得の支援等を行うこと。

(2) 医療機器等のインフラ整備

医療サービスの質を高め、地域医療の信頼性の向上を図るため、地域の医療需要に応じた質の高い医療機器等を導入すること。その際、費用対効果の検証を行い、適正な整備に努めること。

(3) 医療安全管理対策の徹底

院内感染防止及び医療安全管理に関する情報の収集及び分析を行う体制を構築し、職員全員が医療安全管理対策を徹底すること。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利擁護の観点から、患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底を図ること。また、患者相談窓口の更なる充実、セカンド・オピニオン制度の有効活用を推進を図ること。

(2) 患者の利便性の向上

マイナンバーカードの健康保険証利用の更なる促進その他デジタル技術の活用等を含め、それぞれの患者に応じた利便性の向上を図ること。また、ボランティア等を進

んで受け入れ、患者の利便性の向上につなげること。

(3) 院内環境の整備

患者のプライバシー確保に配慮した快適な院内環境を整備するため、施設、設備等の改修を計画的に実施すること。

(4) 職員の接遇向上

多様な患者ニーズに応じたサービスを提供するため、全ての職員に対し、法人が求める医療サービスの提供者としての行動を指針として明確に示し、接遇の向上に努めること。また、定期的に患者満足度調査を実施し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進めること。

(5) 市民に対する積極的な情報発信

市民に選ばれる病院となるよう、診療内容や病院間の連携体制について、ホームページや広報紙を通じて周知を図ること。

また、市民が自身の健康管理に積極的に取り組めるよう、市立病院が診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防その他専門医療等の情報を活用し、市民公開講座の開催やホームページ、SNS等による情報発信をすること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人の内部統制

(1) 組織と管理運営体制の確立

市立病院が中期計画及び年度計画を着実に達成できる管理体制を確立するため、理事会や事務局等の体制を整備するとともに、組織内における権限と責任の明確化により、効率的かつ効果的な管理運営体制を構築すること。

また、自律的かつ弾力的な組織とするため、部門間の連携を強化し、迅速かつ的確な意思決定を支える体制の整備を図るとともに、組織内における不正を早期に発見するため、内部通報制度の整備及び周知をすること。

(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いを徹底すること。また、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第14条第2項及び医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティの確保及び医療情報を安全に管理するために必要な措置を徹底すること。

(3) コンプライアンスの徹底

信頼される医療機関としての責務を果たすため、以下の点を一層推進すること。

ア 患者の安全と医療の質を向上させるため、関係学会等が示すガイドラインの正しい理解と実践に努めること。

イ 法令や組織規範を厳守し、全ての職員が職員倫理に即した行動を取ることに努めること。

ウ 全ての職員が安心して働ける環境を整えるため、ハラスメント根絶のための教育と啓発活動を強化すること。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

職員一人一人の意見やアイデアを業務運営に反映させるプロセスを確立し、業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

職員のスキルや適性を最大限に生かすため、職員を適切かつ弾力的に配置し、医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応すること。

(2) 事務部門の強化

病院の事務に精通した職員を確保し、診療情報の管理及び分析の専門能力を有する事務職員を増員、育成することにより、事務部門の職務能力の向上を図ること。これにより、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図ること。

(3) 人事評価制度の構築

職員の努力が適正に評価され、実績が的確に反映される人事評価制度の構築を目指すこと。本制度の構築に際しては、職員の意欲を高められるよう、職員と共に段階的に構築すること。

(4) 働きやすい就労環境の整備

医療機関の経営にとって、職員一人一人の力は、大変重要である。法人は、その力を十分に発揮できるよう、働きやすい就労環境を整備するため、精神面を含めた健康管理の体制を構築し、定期的な職員満足度調査を実施するほか、効果的な機器等の整備、デジタル技術の活用、適切な労働時間管理及び各種休暇制度の充実その他の取組を実施すること。

(5) 予算の弾力化

中期目標及び中期計画の範囲内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

(6) 名張市立看護専門学校の充実と強化

最新の医療知識と技術を学べるカリキュラムの導入や市立病院との相互協力体制を更に強化し、実習環境の整備等、実践的なスキルが身に付けられるよう取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の改善

公立病院としての使命を果たし、持続的な経営基盤を確立するため、理事長のリー

ダーシップの下、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応しながら、次に掲げる取組を推し進め、中期目標を着実に達成すること。その際、経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握を行い、継続的な改善を実施する中で、全ての職員の経営感覚とコスト意識を高め、経営マインドの醸成を図ること。

(1) 収入の確保

病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り、収入を確保すること。また、診療報酬の改定や健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正への的確な対処、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収その他の取組に努めること。

(2) 費用の節減

複数年契約等の多様な契約手法の活用、後発医薬品採用の一層の促進、医薬品及び医療材料の在庫管理の徹底、委託業務の見直しその他の取組により、費用の節減を図ること。

(3) 運営費負担金

運営費負担金は、市民にとって不可欠な政策医療を継続していく上で必要となることから、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項の規定により、設置団体である市が負担する。ただし、その財源が市民の負担により支出されていることを十分に認識した上で、法人の収入をもって事業の継続が困難であると認められる経費等について市と協議し、適切な額を中期計画に計上すること。その際、使途を明確にし、市民から理解が得られるような経営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

(1) 地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催

地域に必要な医療技術や知識等の情報を活用した講演会及び研修会を定期的を開催し、医療水準の向上を図ること。

(2) 地域で活躍できる医療従事者の養成

大学等の医療人材の養成機関から医師、看護師、薬剤師等の実習を積極的に受け入れ、地域医療の特性や地域住民のニーズ等に応じた柔軟な対応力を育むことができる教育研修機能の充実を図ること。

2 市及び県の施策への協力

(1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続

名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づき、地域の医療を支え、保健・医療・福祉の連携を強化し、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実を図るという

市の取組に協力すること。また、産科医療提供体制等、市が抱える課題解決に向けた医療施策については、今後も引き続き市、医師会等に協力し、検討すること。

(2) 広域的な地域医療体制の確保

広域的な地域医療体制の確保のため、引き続き主体的な役割を果たし、県が策定する「第8次三重県医療計画」及び「三重県地域医療構想」の実現に向け協力すること。